

議事要旨(9) 関連当事者開示検討専門委員会における検討状況について

冒頭、石井常勤委員より「関連当事者の開示に関する会計基準(案)」及び同適用指針(案)については、併行して審議する旨の説明がなされた。続いて新井専門研究員より資料「審議事項(9)-1 関連当事者開示の検討状況(第6回)」に沿った説明がなされた後、「関連当事者の開示に関する会計基準(案)」の文案について前回の委員会からの変更箇所の説明がなされた。その後、五反田屋専門研究員より同適用指針(案)の文案説明がなされ、審議が行われた。

なお、今後のスケジュール案については、審議事項(9)-2に記載の通りである。

➤ 会計基準(案)について

会計基準(案)については、前回の企業会計基準委員会や専門委員会における指摘等を踏まえて、修正を行った。主な変更箇所は以下のとおりである。

- ・ 会計基準における「範囲」について、連結財務諸表と個別財務諸表との取扱いを「連結財務諸表で関連当事者の開示を行なっている場合は、個別財務諸表での開示を要しないこととする。」と明示した。
- ・ 従業員の企業年金の取扱いについて、これまでの当委員会及び専門委員会においてどのような企業年金を対象にしているのか明確にすべきであるとの意見を踏まえ、「規約型の確定給付企業年金制度のように基金としての形態を取らないもの、総合型の厚生年金基金制度や確定拠出年金制度」と具体的な例示を記載した。
- ・ 関連当事者との取引に関する開示項目における取引条件について、「競争的で自由な取引市場が存在しない場合に、取引条件について独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行なわれた旨を記載するには、第三者との取引と比較して同様であることを要すると考えられる」と記載を修正した。

➤ 適用指針(案)について

適用指針(案)の文案については、今回が初めての審議であり、現行規則との相違点を中心に説明がなされた。

説明における主なポイントは、以下の通りである。

- ・ 重要性の判断基準に関連して、関連当事者が個人の場合、取引の金額を米国 SEC の Regulation S-X 改正案の判断基準を参考に、現行の 100 万円基準を緩和する方向で検討している。
- ・ 重要な共同支配企業や関連会社の(要約)財務諸表の開示に関連して、海外の会計基準を採用している関連会社等のデータを開示する場合、採用している会計基準に関する開示を求めるか否かについては両論がある。
- ・ 重要な共同支配企業及び関連会社の(要約)財務諸表については、米国 SEC の Regulation S-X を参考にして、①共同支配企業等の資産が会社の総資産の 10%

を超える場合及び②共同支配企業等の税引前利益が、会社の税引前利益の10%を超える場合のいずれかを満たすか否かにより判断する方向で検討している。また、共同支配企業への持分比率が50%以上を大幅に超える場合には①、②に関わらず開示対象となる方向で検討している。

「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」及び同適用指針(案)の文案等について、委員より、主に以下の意見があった。

- ・ 会計基準(案)で検討されている従業員の企業年金について、規約型の確定給付企業年金制度や総合型の厚生年金基金制度に限定した例示ではなく、適格退職年金や連合型・単独型の年金基金制度など、より包括的に様々な制度を検討し、関連当事者に該当しないものを記載すべきである。
- ・ 適用指針(案)においては、関連当事者の概要では現行規則(日本公認会計士協会監査委員会報告第62号)により記載が求められているものが例示として記載される案が示されているが、現行規則と整合性を取る必要がある。
- ・ 重要な共同支配企業や関連会社の(要約)財務諸表の開示について要求される内容及び重要性の判断規準等に基づく、かなり細かなところまで開示を要求されている箇所が見受けられる。開示の必要性の観点から十分検討すべきである。

これらの意見を踏まえて、引き続き専門委員会で検討することとされた。

以 上